

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

移動支援事業 実施市町村増加だが未実施地域も

厚生労働省は3月5日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議にて、移動支援事業の実施状況について、全国市町村総数の86.30%に相当する1,569市町村が実施していると発表しました。この数値は、昨年同時期との比較では実施市町村数は107市町村増、実施割合では約6%増となります(図1参照)。しかしながら、移動支援事業が地方自治体が必ず実施すべき地域生活支援事業の一つである以上、約250市町村がいまだに移動支

援事業を実施していない点を見逃すことはできません。未実施市町村における早期実施と、そのための国や都道府県による適正な指導が望まれます。

図1: 移動支援事業の実施状況について

	実施市町村数	全国市町村数	実施割合
H17/10月	1,471	1,843	79.82%
H19/3月	1,462	1,827	80.02%
H20/3月	1,569	1,818	86.30%

障害保険福祉関係主管課長会議資料より

生活保護の通院移送費 厚労省が支給基準を明確化

厚生労働省は3月3日、生活保護受給者の通院移送費の取扱いについて見直しを行うとの方針を発表しました。

現在、生活保護受給者が通院時に必要とした交通費は、通院移送費として通常の保護費(生活扶助)とは別に支給が行われています。移送費について国は「移送に必要な最小限度の額」を支給するように通達していますが、実際には、どのような場合に、また、いくらまで移送費を支給するか判断は全面的に地方自治体にゆだねられており、自治体が必要性を認めた場合に支給されるというかたちでの運用が長く続いてきました。

厚労省はこの度の見直しを、自治体まかせになっていた支給基準を一元化

し、新たに明確な基準を設けるものとしています。しかしこの新基準によれば、今後支給が認められる場合は災害現場からの緊急運搬などに限られることになり、通常の通院への支給が制限されるおそれがあります。この点について厚労省は、透析患者の通院は障害の特性から例外的に支給が認められるはずと説明していますが、その場合でも移送先の医療機関は原則的に福祉事務所管内に限られてしまいます。さらに厚労省は支給金額についても、一定金額を越えた部分のみを支給する旨を新基準にもりこむ予定です。

厚労省は近日中に上記の「改正」を通達するとしており、全腎協では情報収集を強化し動向を注視しています。

各地のトピックス

東京HC連絡会主催 第20回移送サービス研究協議会 開催

3月9日、東京ハンディキャブ連絡会ならびに東京ボランティア市民活動センター主催「第20回移送サービス研究協議会」が開催されました。例年多くの移送サービス関係者が集まることで知られる「移送サービス研究協議会」ですが、今年も80人を超える参加者が全国から集まり、午前中を分科会、午後を全体会として学習や議論が活発に行われました。

全体会では、「もう一步、先の移送サービスをデッサンする」をテーマに07年10月に全国移動ネットが実施した79条登録団体実態調査の結果報

告、各地の現状についてリレートークによる発表やパネルディスカッションから今後の移送サービスのあり方の模索が行われました。

全体会では、今後移送サービスを発展させるためには利用者の声を反映させていくことが特に重要であるという意見が頻繁にあがりました。多くの移送団体が、先般の道路運送法改正には利用者の現状が反映されておらず、運営協議会には利用者代表が参加することになっているものの、活発に発言できない点などを現行制度の問題として認識しています。表面にあらわれにくい利用者の声をいかに収集するかが今後の課題として提示されると、これに賛同する声が複数あがりました。

事務局
より

全腎協「通院介護支援事業研修会」開催について

「はーと・なび No.53」でお伝えしたように、全腎協では本年9月に「通院介護支援事業研修会」を開催します。「通院介護支援事業研修会」は県組織やこれから通院送迎事業所を立ち上げようとする腎友会の方を対象とした研修会のため、既存の通院送迎事業所からはご参加いただけませんのでご注意ください。

内容はスクール形式の研修が中心ですが、参加者が積極的に発言するような場を随所に用意する予定になっています。日程ならびに会場は右の通りですが、申し込み方法やプログラム等の詳細は追って事務局より別途ご案内いたします。どうぞふるってご参加下さい。

通院介護支援事業研修会 開催概要

日時

9月27日(土)午後2時～午後6時

9月28日(日)午前9時～正午

会場・宿泊先

大森東急イン(東京都大田区大森北1-6-16)

参加者

県組織役員および事務局員、または通院送迎事業所立ち上げを検討している会員。各県より1名。

※オブザーバー参加は各県1名を上限とする。
※各参加者は、事前に課題(アンケート)を作成、提出するものとする。

テーマ

「通院問題に備える

今、患者会ができること」(仮)